

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案規制の名称：指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止担当部局：生活安全局生活安全企画課評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- ・ 本規制の新設による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

金属を使用して製造された一定の物品（以下「特定金属製物品」という。）の窃取を防止するためには窃取された当該物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、一定の金属くず（以下「特定金属くず」という。）の買受けを行う営業（以下「特定金属くず買受業」という。）について、都道府県公安委員会への届出や、買受けの相手方の本人確認等の義務を設けるとともに、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれ大きい一定の金属切断用の工具（以下「指定金属切断工具」という。）を隠して携帯する行為を禁止するなどの措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 昨今、銅をはじめとした金属価格の高騰等を背景に、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加しており、令和5年の金属盗の認知件数は令和2年の同件数の約3倍となっているほか、令和5年の金属盗の被害額は130億円以上と、同年中の窃盗全体の被害額の約2割を占めている。
- ・ 金属価格高騰の要因としては、我が国を含む多数の国がカーボンニュートラルの実現を目指している中で、再生可能エネルギーによる発電や電気自動車に必要な不可欠である銅や、鉄鉱石を原料とする場合と比較して製鉄の際の二酸化炭素排出量を大幅に削減できる鉄くずの需要が高まっていること等が挙げられるところ、こうした銅や鉄くずの需要の増加とそれに伴う金属価格の高止まり傾向は中長期的に続くことが見込まれるため、何らかの対策を講じなければ、金属盗が引き続き高水準で発生し続ける蓋然性が高い。
- ・ この点、令和5年1月から令和6年6月末までの間に検挙した金属ケーブル窃盗について、犯行用具が判明した事例を分析したところ、同窃盗に用いられた犯行用具の8割以上をケーブルカッター及びボルトクリッパーが占めている。しかしながら、これらの工具の所持等に対しては、一定の場合に軽犯罪法（昭和23年法律第39号）による規制がかかるのみであるところ、軽犯罪法の罰則は軽く、抑止効果が限定的であり、これらの工具の所持等に対する効果的な取締りも困難である。
- ・ このような現状に鑑み、金属盗の防止を図るため、金属盗に係る犯行用具の携帯に関して一定の規制を行う必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記課題を解消・予防するため、正当な理由なく指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本改正により、指定金属切断工具の隠匿携帯に対する効果的な取締りが可能となり、特定金属製物品の窃取の防止を効果的に推進することが可能となる。
- ・ なお、これらの効果については、法施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、規制の目的である特定金属製物品の窃取の防止に関し、実績値である金属盗の認知件数や被害額の数値を5年分把握するなどにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 本改正により、新たな遵守費用は発生しない。

＜行政費用＞

- ・ 本改正により、新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 金属リサイクル業の一環として、機械の撤去作業やケーブルの撤去作業を行うことがあり、その際にケーブルカッターやボルトクリッパーを持って現場に向かうことがある。当然正当な理由があって持っていくものであるが、こうした行為が隠匿携帯とどのように切り分けられるかが明確にされれば、用具規制自体は問題ない考える。
- ・ 現在は、大きなケーブルカッターやボルトクリッパーが乗用車に積まれていても、警察が対処できないところ、これら両方について犯行用具規制は設けた方がよいと思う。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 金属盗対策に関する検討会【全3回】（令和6年9月30日、同年12月2日、令和7年1月7日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

警察庁ウェブサイト「金属盗対策に関する検討会」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/scrap/scrap.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 本改正については、令和13年度までに事後評価を実施予定。